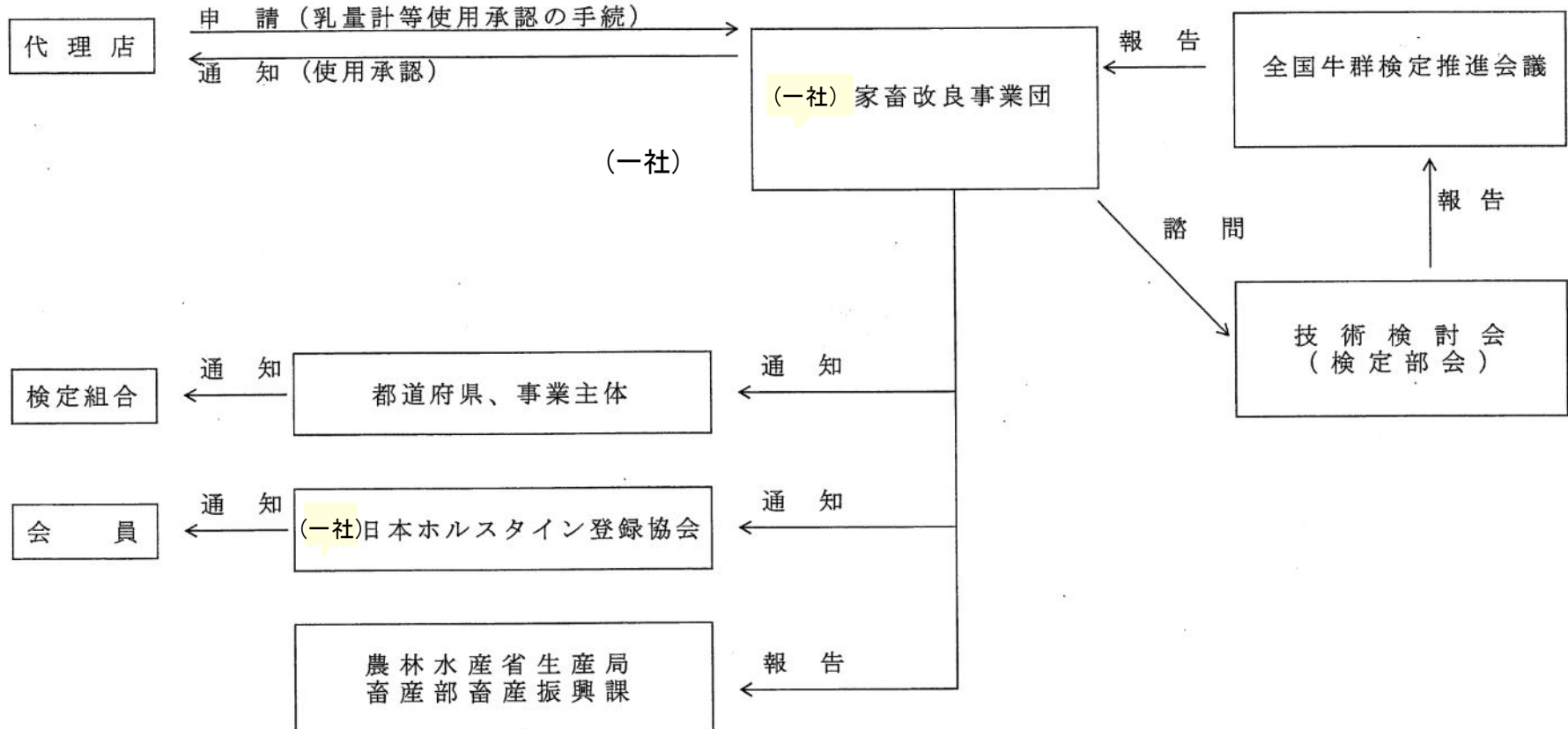


乳量計等の使用について

- 1) 牛群検定において、新たに使用される乳量計の機種については、I C A R^(注)の決定を尊重する。
- 2) I C A Rによって、認定されていない機種種の乳量計は、牛群検定に使用出来ない。
但し、各国において平成4年1月1日以前に認定された乳量計は、その国において牛群検定に使用出来る。
- 3) I C A Rによって認定され、国内の牛群検定に使用されていない機種を牛群検定に使用する場合は下図のとおり。
- 4) 搾乳時刻記録タイマーについては、申請のあった機器について運用試験を実施し、技術検討会（検定部会）に諮問する。
その後の手続きは下図のとおり。



注：I C A R (International Committee for Animal Recording) 家畜の能力検定に関する国際委員会

番 号
年 月 日

社団法人 家畜改良事業団
理事長 伊地知 俊一 殿

住 所
会社名
代表者

乳量計、ジャーの使用について

牛群検定に下記の製品を使用いたしたく、申請します。

記

1. 製品名（機種名、製品名等）
2. I C A R 認定書（又は仮認定書）の写し
3. 製造元
4. 販売元
5. 計量範囲と最小目盛り
6. その他（仕様書、取扱い要領書）